

平成30年8月23日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年7月4日付け30長対広第16号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用  
長岡京市スポーツ推進計画中間改訂に向けた「スポーツに関する市民意識調査」のための個人情報の目的外利用について
- 2 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集  
総合観光案内版デジタルサイネージへの顔認証カメラ導入による利用者データの収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	3 0 - 4	答 申 日	平成30年8月23日
審 議 件 名	総合観光案内板デジタルサイネージへの顔認証カメラ導入による利用者データの収集について		
審 議 日	平成30年7月18日		
内 容			
<p>平成30年7月4日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である商工観光課の説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・効果的な観光施策に活用するため、阪急西山天王山駅に設置されている総合観光案内板デジタルサイネージに、顔認証カメラを導入し利用者の属性データを取るという形で個人情報を収集しようとするものである。</li><li>・デジタルサイネージ内蔵の顔認証カメラを用い、利用者の顔画像を撮影。その後、デジタルサイネージに内蔵の画像処理サーバーで性別・年代をデータ化し、即座（遅くとも2～3秒以内）に画像は消去される。画像処理サーバーからデータ蓄積サーバーにはインターネット回線を通じて属性データ（性別・年代）が送付される仕組みである</li><li>・撮影にあたってはホームページ等やデジタルサイネージ自体に告知文を掲載することとしている。</li></ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報の収集については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①デジタルサイネージを利用しなくても前に立っているだけで撮影されるのは、肖像権の保護の観点からも懸念があり、実際にデジタルサイネージを利用する場合にのみ撮影される仕組みにする必要がある。</li><li>②撮影前に告知文が必ず確認できるようにするとともに、本人の同意を得たものとみなすことができるような仕組みを構築すること。 (たとえば、デジタルサイネージの画面を操作した時点で撮影を開始する旨の告知文が表示され、操作者が撮影拒否を選択することができるような仕組みなどが考えられる。)</li><li>③ハッキング等のおそれもあるため、インターネット回線を介してのデータ送付は行わず、画像処理サーバーから直接データ回収すること。</li></ol>			